

Takusu 製品のご愛用をご検討の皆様へ

拝啓、日頃から、気象庁緊急地震速報の運用等にご関心をいただきありがとうございます。御座います。

現在も東北太平洋沖地震の余震が続いております、私達の緊急地震速報の配信及び専用端末も震災地で活躍し、幼い園児40名の避難活動のお手伝いが出来お役に立ちましたことをご報告いたします。ここで、念願のガイドラインも公表されました。弊社では、従来より皆さまのご指導でシステム化されている関係から、特別な内容変更の手続きも必要なく従来通りご利用いただけますが下記の内容をご報告いたします。

気象庁では、「**緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン**」が平成23年4月22日 公表されました。

気象庁は、受信端末の利用者が本来の利用目的に即して緊急地震速報を適切に利用できるよう、受信端末や配信方法を選択する際や、緊急地震速報を利用する際の参考となる事項について、「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」として取りまとめられましたのでお知らせします。

受信端末の利用のご検討いただく中におかれまして、受信端末及び配信方法の選択や受信端末の設定、緊急地震速報を利用する際には、本ガイドラインを参考にさせていただきようお願いします。また、予報業務許可事業者や配信事業者におかれましては、本ガイドラインに沿って、受信端末をこれから導入される方や利用されている方に対し、受信端末の機能や配信能力について公開し、説明されますようお願いいたします。「以上が気象庁の報道発表内容。」

http://www.jma.go.jp/jma/press/1104/22c/eew_guideline.html

よって弊社では下記の製品説明システム等の公開を行います。

気象庁「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」によるTakusu 製品の製品説明公開事項について。

今まで、緊急地震速報の受信端末の機能や、端末まで緊急地震速報を配信する能力、利用方法について示したものはなく、機能的に不十分な受信端末を高度な条件設定が必要な制御に用いるなど、適切とは言えない利用状況が散見されていました。

このため気象庁では、受信端末の利用者が本来の利用目的に即して緊急地震速報を利用する際の参考となる事項について検討され、今般、標記のガイドラインとして取りまとめられました。受信端末の利用者におかれましては、受信端末及び配信方法の選択や受信端末の設定、緊急地震速報を利用する際にはガイドラインを参考としていただくようお願いいたします。そこで、弊社「予報業務許可事業者」において、ガイドラインに沿って、受信端末をこれから導入される方や利用されている方に対しTakusu受信端末の機能や配信能力について公開し説明義務をガイドラインで指示されています、よつて下記の通りTakusu 製品の説明及び公開いたします。 <http://www.takusu.co.jp>

これから、緊急地震速報をご利用いただく方のために端末利用者が施す措置の一つを記述されています。

Takusu 株式会社

上記内容等は、気象庁・緊急地震速報利用者協議会各HPで紹介されています。弊社HPをご参照下さい。
現在、気象庁ガイドライン全47項目の準拠とその内容を公開しております。http://www.eewrk.org/eewrk_guidelines/eewrk-hp_eew-guideline-top.html

**緊急地震速報専用端末はガイドライン準拠製品をご採用下さい。
従業員の生命がかかっています。(安心・安全の凶器)だけは使用しないで下さい。**